

## 神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項

### (設置)

第1条 神戸大学大学院理学研究科に、附属センターとして神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

### (目的)

第2条 センターは、惑星科学に関する知見の集積と人的交流の場を形成し、もって惑星科学に関する学術研究水準の向上と世界に活躍する人材の育成を目指すとともに、開かれた国際共同利用研究センターとして機能することを目的とする。

### (事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 惑星科学にかかる研究に関すること。
- (2) 惑星科学にかかる人材育成に関すること。
- (3) 国内外の惑星科学にかかる研究教育活動の支援に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (職員)

第4条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 研究員

2 センター長と副センター長のうちいずれか1人は、理学研究科に主に配置された神戸大学の専任教員（特命教員を除く。）とする。

### (センター長)

第5条 センター長は、理学研究科に配置された教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの事業を統括する。

3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、その者の年齢が70歳に達する日以降の最初の3月31日を超えて定めることはできないものとし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (副センター長)

第6条 副センター長は、センターの研究員である教授をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (研究員)

第7条 研究員は、理学研究科に配置された教員をもって充てる。

### (協力研究員)

第8条 センターに、次の各号に掲げる協力研究員を置くことができる。

- (1) センターの事業の推進に協力する学識経験者
- (2) その他センター長が必要と認めた者

### (運営委員会)

第9条 センターに、管理運営に関する重要事項を審議し、センター長及び副センター長の選考を行うため、神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、センターに係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター長及び副センター長の選考に関する事項
- (2) 研究員、協力研究員の選考に関する事項
- (3) 管理運営の基本方針に関する事項
- (4) センターの事業を推進するための企画等に関する事項
- (5) その他運営に関する事項

3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) センター長が指名するセンターの研究員である教授若干名
- (3) 惑星学専攻に配置された教授1名
- (4) 理学研究科長が指名する理学研究科に配置された神戸大学の専任教授1名
- (5) その他運営委員会が必要と認めた者

4 前項第2号及び第3号の委員は、神戸大学大学院理学研究科長（以下「研究科長」という。）が任命し、第4号の委員は研究科長が委嘱する。

5 第3項第2号から第4号までの委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

7 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

（専門委員会）

第10条 運営委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、専門委員若干人をもって組織する。

3 専門委員は、運営委員会の議に基づき、センター長が委嘱する。

第11条 センター長、副センター長、研究員及び協力研究員の選考は、運営委員会の議に基づき、理学研究科長が行う。

（事務）

第12条 センターの事務は、理学研究科事務室において行う。

（設置期間）

第13条 センターの設置期間は、平成25(2013)年4月1日から2022年3月31日までとし、2021年度に見直しを行う。

（雑則）

第14条 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議に基づき、理学研究科が定める。

## 附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

## 附 則

この要項は、平成19年4月20日から実施する。

## 附 則

この要項は、平成21年5月22日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

## 附 則（平成22年2月19日）

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月11日）

この要項は、平成27年9月11日から施行し、改正後の神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究所センター設置要項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月19日）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月9日）

この要項は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月6日）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。